

## 見積条件及び指示事項（建設コンサルタント業務等用）

### 見積条件

#### 1 見積合わせ参加者心得等

見積合わせ参加者は、見積合わせ指名通知等（見積合わせ指名通知及び現場説明書をいう。以下同じ。）、設計図書類等（設計図書、この見積条件及び指示事項、その他の見積合わせ指名通知等に添付する書類をいう。以下同じ。）及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。

また、次に掲げる事項を満たさない者は見積合わせを辞退しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩国市水道局（以下「局」という。）又は岩国市において指名停止の期間中でないこと。
- (4) 設計図書類等に示す資格要件を具備する技術者の配置ができない場合。

#### 2 関係法令等の遵守

見積合わせ参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、岩国市水道事業会計規程（平成18年水道局規程第40号）、岩国市水道事業建設工事執行規程（平成18年水道局規程第43号）及びその他関係法令を遵守するものとする。

#### 3 見積合わせ

##### (1) 見積書に記載する金額

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、見積合わせ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

##### (2) 見積書

ア 見積書には、入札参加資格審査申請書に添付した「使用印鑑届」の届出印を使用すること。ただし、見積合わせを行う前に提出する委任状による代理人が見積合わせをするときは、その委任状の使用印鑑欄に押印の印鑑を使用するものとする。なお、見積書に「使用印鑑」の押印のない当該見積は無効とする。

イ 見積書の用紙は、配布した指定様式を複写したもの又は指定様式どおり作成したものを使用すること。なお、様式の異なる見積書を使用したときは当該見積は無効とする。

ウ 見積書は、あて名、業務番号・業務委託場所・業務名及び見積者氏名（商号又は名称）を記入した封筒に入れ、のり付けのうえ封印（3か所割印）し、提出すること。封印の無いものは無効とする。ただし、見積書を開封した直後に再度（2回目以降）見積合わせを行う場合、封筒は不要とする。

##### (3) 見積書の書換え等

見積書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。ただし、見積合わせの辞退は撤回に該当しないものとする。

##### (4) 見積合わせ参加の辞退

ア 見積合わせを辞退する場合は、見積合わせ指名通知を受けた日から見積合わせ開始時刻までの間に辞退届を提出するものとする。

イ 見積合わせ開始後における辞退及び書面によらない辞退の表明は、認めないものとする。

ウ 提出した辞退届を取消及び撤回することはできないものとする。

#### 4 見積合わせの中止又は延期

- (1) 見積合わせ参加者が談合又は不正不穩の行動をする等、見積合わせを公正に執行することができないと認められるとき、予定価格の決定に係る積算に疑義が生じたとき、その他局が必要と認める

ときは見積合わせを中止、延期又は取り消すことがある。この場合において、本見積合わせのために要した費用を局に請求することはできず、また、受理した見積書等は返却しないものとする。

(2) 前号において、見積合わせ参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできない。また、これにより見積合わせ参加者が損失を受けることがあっても、局は、その補償の責めを負わないものとする。

#### 5 設計図書

設計図書の交付を受けた場合は、担当職員の指示に従い返却すること。

#### 6 契約の締結

契約書は、局が指定したものとし、「岩国市業務委託契約約款」のとおりとする。ただし、別に見積合わせ指名通知等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。

#### 7 下請負人の制限

受注者は、局又は岩国市において指名停止期間中にある者を下請負人として選定することはできないものとする。

#### 8 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、やむを得ない事情により、再委託する必要があると発注者が認める場合はこの限りではない。

#### 9 管理技術者及び照査技術者

受注者は、業務委託の実施における管理技術者及び照査技術者については、次のとおりとする。

##### (1) 管理技術者

管理技術者の手持ち業務の件数は、本業務委託を含めて同時に10件までとする。なお、手持ち業務とは、委託料の額が300万円以上で管理技術者又は担当技術者として従事する他の業務を指し、業務の種類は問わない。ただし、災害復旧及び災害関連工事に係る業務は、対象外とする。

##### (2) 管理技術者及び照査技術者の雇用関係

管理技術者及び照査技術者（以下「配置技術者」という。）は、受注者と直接的な雇用関係〔第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等）〕が存在する者であること。

##### (3) 配置技術者の変更

配置技術者の変更は、変更後の配置技術者が特記仕様書等に明示した資格要件を満たせば認める。この場合、受注者は選任届（変更）により配置技術者の氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。

#### 10 支払条件等

前払金は、委託料が300万円以上の業務委託について、委託料の額の3割を超えない金額（10万円未満の端数切捨て）を支払う。

### 指示事項

#### 1 施工管理基準等

(1) 業務委託の実施に当たっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県業務委託共通仕様書」によること。

(2) 港湾事業に係る業務については、公告又は指名通知日における最新の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」によること。

(3) 建築事業に係る業務については、公告又は指名通知日における最新の「建築設計等業務委託共通仕様書」によること。

#### 2 業務委託の仕様

本業務委託の条件、仕様及び特記事項は、業務委託条件書、設計書及び特記仕様書のとおりとする。

#### 3 法規の遵守

受注者は、業務委託の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

#### 4 市内産資材の活用

当該業務が設計業務の場合、受注者は、岩国市ふるさと産業振興条例（平成21年9月30日条例第26号）の趣旨を踏まえ極力、市内生産業者又は市内取扱業者から調達できる資材を前提として設計を行うこと。

#### 5 テクリス等の登録

(1) テクリスの登録（建築関係以外の建設コンサルタント業務）

業務委託の受注者は、委託料の額が100万円以上の測量及び調査設計業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、データの提出期限は以下のとおりとする。

ア 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、閉庁日（「岩国市の休日に関する条例」に規定する休日をいう。以下同じ。）を除き10日以内とする。

イ 完了時登録データの提出期限は、業務委託完了後、閉庁日を除き10日以内とする。

ウ 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に変更データを提出すること。

(2) 公共建築設計者情報システムの登録（建築関係の建設コンサルタント業務）

建築関係建設コンサルタント業務においては、受注者は、契約金額100万円以上の建築設計業務について、業務委託完了後、閉庁日を除き10日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録すること。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受けること。

6 暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求、業務の妨害）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」の指名停止措置基準に照し合せ指名停止措置を検討する。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

7 工程管理

完成検査は、委託期間内に行うことを原則とする。そのため業務委託の成果品等の提出は、これらの内容確認及び検査の日程調整に日数を要することから、これにかかる期間を見込んだ余裕をもった計画を立て実行すること。

8 個人情報の取扱い

受注者は、局と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守すること。

個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報保護法第176条及び第180条の規定により、処罰される場合があるので留意すること。

9 労働環境改善（ウィークリースタンス）の実施

受発注者の労働環境の改善を図るため、受発注者協働により「ウィークリースタンス」を実施すること。